

正当な理由による授業欠席（公欠）の取扱いについて Q&A（教員用）

Q：学生から正当な理由による授業欠席の申し出がありました。認めた場合、何をすればよいのですか。

A：授業で配布したレジュメの送付、課題の設定等、適切な学習支援を行ってください。出席扱いにはしないでください。

セメスター制授業(授業開講時数15回)の場合の取扱い

正当理由 欠席回数	授業時数の3分の2	出席回数	欠席回数	成績評価
0	10	10	5	評価する
		9	6	評価しない
1	9.333333333	10	5	評価する
		9	6	評価しない
2	8.666666667	10	5	評価する
		9	6	評価する
		8	7	評価しない

授業の回数が15回の場合、2回が正当な理由による欠席として取り扱う上限

(愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ第2 2項第1号から第3号までの場合を除く)

クォーター制授業(授業開講時数8回)の場合の取扱い

正当理由 欠席回数	授業時数の3分の2	出席回数	欠席回数	成績評価
0	5.333333333	6	2	評価する
		5	3	評価しない
1	4.666666667	6	2	評価する
		5	3	評価する
		4	4	評価しない

授業の回数が8回の場合、1回が正当な理由による欠席として取り扱う上限

(愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ第2 2項第1号から第3号までの場合を除く)

Q：正当な理由による授業欠席として期末試験を欠席した場合、追試験は義務ですか。

A：やむを得ない事情（正当な理由）で欠席しているので、可能な範囲内で追試験やレポートなど、代替措置をお願いします。

Q：インフルエンザで欠席する旨連絡がありました。真偽が定かではないので、診断書の提出を求めてよいですか。

A：学校保健安全法施行規則に定める感染症による欠席において、学生には処方箋など病名がわかる書類の提出を既に求めていますので、診断書を新たに要求する必要はありません。書類を確認したい場合は、学生に直接求めてください。

Q：事前に（授業欠席前に）欠席することの連絡がありませんでした。事後連絡（授業欠席後の連絡）でも、正当な理由による授業欠席で対応しなければいけませんか。

A：正当な理由による授業欠席は、当該授業科目の開講日の翌日から起算し

やむを得ない理由により事後に申し出る場合、当該授業科目の開講日の翌日から起算して5日間を越えることができません。高熱でメールができないほど体調が悪かった等、特別な事情もあることから、学生の受講状況や平素の成績、授業の性質、授業評価の方法等を総合的に判断し、認めるかどうかをご判断ください。

Q：「愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ」で示される欠席理由以外で適切な配慮を行っても良いですか。

A：「愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ」に記載する正当な理由には、他大学の事例も踏まえ、全学的に統一して取扱う事項を挙げています。家族の危篤、介護、全国レベル・世界レベルの大会出場など、その他申合せにはないやむを得ない欠席理由が考えられますので、学生から相談があった場合には、可能な範囲で適切な学習支援を行ってください。